

# 岐阜県バレーボール協会規約

岐阜県バレーボール協会専門委員会規定

岐阜県バレーボール協会事務局規定

岐阜県バレーボール協会会計に関する内規

岐阜県バレーボール協会慶弔等に関する内規

岐阜県バレーボール協会出張等に関する内規

岐阜県バレーボール協会事務局及び専門委員会細則

岐阜県バレーボール協会

# 岐阜県バレーボール協会規約

昭和43年3月	制 定	平成 7年3月	一部改正
昭和48年3月	一部改正	平成 9年3月	一部改正
昭和55年3月	一部改正	平成11年3月	一部改正
昭和56年3月	一部改正	平成13年3月	一部改正
昭和58年3月	一部改正	平成15年3月	一部改正
昭和60年3月	一部改正	平成17年3月	一部改正
平成 元年3月	一部改正	平成19年3月	一部改正
平成 3年3月	一部改正	平成20年3月	一部改正
平成 6年3月	一部改正	平成23年3月	一部改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県バレーボール協会（以下本会）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、岐阜県におけるバレーボール競技の普及発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 各種競技会及び予選会
- ② 相互研究会並びに講習会
- ③ バレーボールに関する事項の指導
- ④ その他必要な一切の事項

## 第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織とする。

- ① 団体会員  
(実業団、一般・クラブ、大学、高校、中学校、小学生、ママさん、ソフト、ビーチ、ヤング)
- ② 賛助会員  
(賛助会員は本県バレーボール界の理解者であり、本会事業の達成及び発展の協力者である。細則は別に定める。)

(事務局)

第5条 本会は、事務局を事務局長宅に置く。

2 本会は、次の6地区に支部を置く。

岐阜 西濃 中濃 可茂 東濃 飛騨

## 第3章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名	理 事	若干名
事 務 局 長	1 名	主 事	若干名
会 計	1 名	監 事	2 名
評 議 員			

2 本会に名誉会長・名誉副会長・顧問・会賓及び参与を置くことができる。

(選出方法)

第7条 役員の選出方法は次の通りとする。

- ① 会長、副会長は理事会で推戴する。
- ② 評議員は加盟チームより1名を選出する。但し中学校、小学生、ママさんは含まない。
- ③ 理事は評議員の互選によるものと、学識経験者で下記の方法により選出し、会長がこれを委嘱する。
  - ・岐阜支部 5名 ・西濃支部 5名 ・中濃支部 3名 ・可茂支部 3名
  - ・東濃支部 3名 ・飛騨支部 3名 ・実業団連盟 3名 ・クラブ連盟 4名
  - ・大学連盟 3名 ・高体連 5名 ・中体連 3名 ・ママさん連盟 2名
  - ・小学生連盟 2名 ・ソフト連盟 2名 ・ビーチ連盟 2名 ・ヤング連盟 2名会長が指名した理事は、上記の理事の総数の1/2以内を原則とする。
- ④ 常任理事は理事会において理事の中より選出し、会長がこれを委嘱する。
- ⑤ 理事長及び副理事長は常任理事の中から理事会の推薦によって選出し、会長がこれを委嘱する。
- ⑥ 監事は理事会において評議員の中から推薦し、会長がこれを委嘱する。
- ⑦ 事務局長は理事会において常任理事の中より選出し、会長がこれを委嘱する。
- ⑧ 主事及び会計は理事会において理事の中より選出し、会長がこれを委嘱する。
- ⑨ 名誉会長・名誉副会長・顧問・会賓及び参与は、本県バレーボール界に功労のあったもの又は学識経験者を理事会の推薦によって、会長がこれを委嘱する。

(任 務)

第8条 役員の業務分担は次の通りとする。

- ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時にはその職務を代行する。
- ③ 理事長は理事会を代表し、常務を処理執行する。
- ④ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故ある時にはその職務を代行する。
- ⑤ 常任理事は、常任理事会を組織し、常務を処理執行する。
- ⑥ 理事は、理事会を組織し、本会の事業の審議及び執行にあたる。
- ⑦ 評議員会は重要事項を審議する。
- ⑧ 監事は、会計を監査する。
- ⑨ 事務局長は本会の総括的事務を処理する。
- ⑩ 主事は本会の事務を処理し、事務局長に事故ある時にはその職務を代行する。
- ⑪ 会計は本会の会計事務を執行する。
- ⑫ 名誉会長・名誉副会長・顧問・会賓及び参与は、会長及び理事会の諮問に応じ、また役員会に出席して意見を述べる事が出来る。

(任 期)

第9条 役員の任期は2ヶ年とし重任することができる。

- 2 役員の任期が満了となった時には、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。
- 3 役員に欠員が生じた時には、第7条により後任者を選出する。この場合の後任役員の任期は前任者の残存期間とする。

## 第4章 会 議

(会 議)

第10条 理事会及び常任理事会は必要に応じて会長が招集する。毎年3月に開催する会議は次の事項を審議する。

- ① 役員の選出
- ② 予算及び決算
- ③ 事業計画
- ④ 規約の改正
- ⑤ その他重要事項

(評議員会)

第11条 評議員会は会長が必要に応じ1/3以上の評議員の請求があった時にはこれを招集する。

(会議の成立)

第12条 すべての会議は役員総数の1/2以上の出席がなければ成立しない。

(議決)

第13条 総ての会議の決定は、その出席役員の過半数の決議による。

2 会議に出席できない役員は、他のものに委任することができる。

## 第5章 委員会

(委員会)

第14条 本会に委員を以て組織する委員会を設ける。

2 委員会を特別委員会と専門委員会とに分ける。

(特別委員会)

第15条 特別委員会は本会の事業を遂行するのに必要な特定の事項に関して調査研究し、これを処理執行する。

2 特別委員会の設置ならびに解散は理事会の承認を得てこれを行う。

(専門委員会)

第16条 専門委員会は本会の事業を遂行するのに必要な事項を専門的に分担して調査研究し、理事会の承認を得てこれを処理執行する。

2 専門委員会の設置ならびに解散は理事会の承認を得てこれを行う。

3 専門委員会の機構ならびに業務内容については別にこれを定める。

(委員長)

第17条 委員会に、常任理事会において常任理事の中より選出された委員長を置く。

2 委員会は必要に応じて副委員長を置くことができる。

3 委員は委員長が推薦し、常任理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

## 第6章 登録

(加盟登録)

第18条 加盟団体は、「公益財団法人日本バレーボール協会加盟チーム登録規程」により毎年4月30日までに登録を完了しなければならない。

## 第7章 会計

(会計)

第19条 本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- ① 加盟チームの加盟登録金
- ② 競技会参加料
- ③ 事業収入
- ④ 公共団体よりの補助金
- ⑤ 賛助会費
- ⑥ 寄付金
- ⑦ その他

(加盟登録金)

第20条 本会の加盟登録金の年額は次の通りとする。

実業団	17,000円
一般クラブ	8,500円
大学	11,000円
高校	10,500円
中学校	3,500円
小学生	2,000円
ママさん	2,000円
ソフト	2,000円
ヤング	8,000円

第21条 本会会計年度は毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終る。

(監査)

第22条 本会の予算並びに収支決算は監事の監査を経たうえ、理事会の承認を得なければならない。

## 第8章 雑則

(役員経費)

第23条 役員職務のための行動に伴う経費については別にこれを定める。

(規約改正)

第24条 本規約の改正は理事会において2/3以上の賛成を得なければならない。

付 則

本規約は昭和43年3月9日より執行する。